

## 企画・運営団体を募集



### “若者が創る 出会いの場応援事業”

結婚を望む独身男女(秋田市民)が、パートナーとめぐり逢うきっかけとなる交流イベント、セミナーなどを、実行委員会を組織して企画・運営する団体や企業に補助します。交付対象となる団体は、書類・プレゼンテーションの審査により決定します。

#### 日程

6月4日(月)▼申請書の提出締切  
6月12日(火)▼プレゼン審査会  
6月下旬▼補助金交付団体の決定

問い合わせ・申し込み

子ども総務課 ☎(866)2141



エイジフレンドリーシティ  
リーフレットを  
ご活用ください

秋田市が全国に先駆けて取り組んでいる「エイジフレンドリーシティ(高齢者にやさしい都市)の実現」を広く理解してもらうため、リーフレット(A4、4ページ)を作成しました。

町内会やサークルなどの研修・勉強会、教育機関での学習活動などで活用してみませんか。ご希望のかたは長寿福祉課へご連絡ください。 ☎(866)2005

町内の  
防犯灯が  
LEDに!



## まちあかり・ふれあい推進事業

### 町内の自治活動と 防犯灯電気料金に助成

町内自治活動助成金

町内会の自治活動の振興と運営費の軽減をはかるため、次のとおり助成します。

均等割…1町内あたり15,000円、世帯割…1世帯あたり100円、施設分…町内集会所1施設あたり5,000円

※施設分については、同一の集会所を複数の町内会で利用する場合、主として管理している町内会にのみ助成します。

防犯灯電気料助成金

市内全域の町内防犯灯をLEDへ更新する工事を5月～9月に行います。そのため、LEDの取り替え時期によって町内会の電気料金の負担が不公平にならないよう、今年度の助成金は予算の範囲内で次のとおり2回に分けて交付します。

1回目▶現在、町内会で管理する防犯灯すべてがLEDとなった場合の電気料金をもとに一律に交付します

2回目▶毎月の領収書により算定し、1回目の交付額との差額を交付します。LEDに変更されるまでの期間の領収書を改めて提出していただきますので、今年度4月分以降の領収書は大切に保管しておいてください

申請方法

各町内会長宛に申請書類をお送りしますので、必要事項をご記入のうえ、6月11日(月)まで下記窓口へ提出してください。

受付窓口▶生活総務課(市役所分館3階)、北部・西部・河辺・雄和の各市民サービスセンター、アルヴェ駅東サービスセンター、岩見三内・大正寺の各連絡所、各地域センター

問い合わせ 生活総務課地域振興担当 ☎(866)2036

今回のLED化事業によって、今年度交換するLED防犯灯については10年間(LEDの寿命)その維持管理に係る町内会の負担がなくなるため、灯具交換・補修費助成金の交付はありません。



昨年の写真コンテストから(勝平幼稚園)

## 緑のカーテンを 育てませんか

この夏、直射日光のあたる窓を植物で覆う“緑のカーテン”で室内の温度上昇を抑え、暑さを和らげませんか。冷房の使用を抑えることで、電気使用量を節約し、温室効果ガスも削減できます。

次の各施設にアサガオの種を準備していますのでご自由にお持ち帰りください。配布期間は、6月8日(金)まで(なくなり次第終了します)。

なお、今年も緑のカーテン写真コンテストを開催する予定です。詳しくは環境総務課へ。 ☎(863)6862

#### アサガオの種を置いている施設

- 北部・西部・河辺・雄和の各市民サービスセンター
- アルヴェ駅東サービスセンター
- 明徳館・土崎・新屋・河辺・雄和の各図書館
- 八橋・飯島・大森山の各老人いこいの家
- 自然科学学習館(アルヴェ5階)



緑のカーテンの育て方は  
下記ホームページからどうぞ。

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ev/rc/ondanka/ryokka.htm>

# 市・県民税の納税通知書を 6月8日(金)に発送します

平成24年度に納めていただく市・県民税の納税通知書を6月8日(金)にお送りします。同封の課税明細書で税額などをお確かめください。

なお、市・県民税が給与から引き落としされるかたの税額通知書は5月18日(金)に勤務先へお送りしました。

**問い合わせ** 市民税課個人市民税担当 ☎(866)2055

## 24年度の市・県民税の申告はお済みですか

市役所や各地区コミセンなどで3月15日まで受け付けた、平成24年度の市・県民税の申告をまだしていないかたは、下記の「申告に必要なもの」を持って、市役所1階の市民税課15番窓口へどうぞ。

なお、すでに税務署へ所得税の確定申告をしたかた、これから確定申告をするかたは、改めて市・県民税を申告する必要はありません。

**申告に必要なもの**

印鑑、源泉徴収票、健康保険料の領収書、生命保険・地震保険の控除証明書、医療費の領収書など



## 公的年金の収入があるかたへ

公的年金の収入額が400万円以下で、公的年金に係る雑所得以外の所得額が20万円以下のかたは、所得税の確定申告は必要ありません(還付申告は除きます)。

なお、公的年金の源泉徴収票に記載されていない医療費、生命保険料、寡婦などの控除があるかたは、市・県民税の申告をすることで、税金の控除を受けることができます。詳しくは市民税課個人市民税担当へお問い合わせください。

## 24年度から18歳以下の扶養控除額が変わります

18歳以下の扶養親族がいるかたについて、市・県民税を計算するとき所得から控除される扶養控除の額が、平成24年度から下表のとおり変わります。

扶養親族の年齢	扶養控除額	
	改正前	改正後(24年度~)
16歳未満	33万円	0円(控除対象外)
16歳~18歳	45万円	33万円(上乗せ分12万円が廃止)
19歳~22歳	45万円	45万円(変更なし)



## 平成23年中の所得・課税証明書を交付します

平成23年中の所得額などに関する証明書は、市・県民税が給与から引き落としされるかたは5月18日(金)から、それ以外のかたは6月8日(金)から、右記の窓口で交付します。

**問い合わせ** 市民税課庶務担当 ☎(866)2054

**交付窓口**

市民税課(市役所1階)、北部・西部・河辺・雄和の各市民サービスセンター、アルヴェ駅東サービスセンター、岩見三内・大正寺の各連絡所

**必要なもの**

運転免許証や健康保険証など、本人確認ができる書類を上記の窓口へお持ちください。なお、代理請求の場合は委任状が必要です。



## 広報あきたの朗読テープ 声の広報サービス をご利用ください

視覚障がい者のかた向けに、広報あきた(月2回)と市議会だより(年4回)の内容を朗読し、録音したカセットテープをご自宅にお送りする「声の広報」サービスを行っています。

ご希望のかたがおられる場合は、広報広聴課文書広報担当へご連絡ください。☎(866)2034

## 5月26日は 県民防災の日

- 住居の安全を確保しましょう
- 家具が倒れないように金具やポールなどで固定しましょう
- 近隣の避難場所まで、歩いてその経路を覚えましょう
- 「家族・知人に伝言する」「災害用伝言ダイヤル17171を利用する」など、安否確認のルールを決めましょう
- カセットコンロ、懐中電灯、ラジオ、食糧などの備蓄品は、季節や家族構成に応じたものをそろえましょう



日本海中部地震での被害

日ごろの備えは  
万全ですか？

昭和58年5月26日に発生した日本海中部地震から今年で29年。いま一度日ごろの備えを確認しましょう。

防災安全対策課

☎(866)2021